



芦屋市立すくすく学級 入級の流れ（保護者用）



●まずは、こども家庭・保健センターへご相談ください。

保健福祉センター3階 0797-31-1586

★次のいずれかにあてはまるかたは、こども政策課（0797-38-2045）へご連絡ください。

- ・医師による診断を受けている
- ・すでに療育を受けている



●こども政策課へ申請にお越しください。

市役所南館1階17番窓口 0797-38-2045

必要書類

- 保護者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
 - 保護者とお子さんのマイナンバー確認書類（マイナンバーカードなど）
 - （お持ちの場合のみ）お子さんの身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・医師の意見書または診断書など
- ※代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。



●相談支援事業所を決定するために、以下へご連絡ください。

保健福祉センター1階 0797-31-0692

★相談支援事業所の相談支援専門員が通所支援（すくすく学級）の利用計画案を作成します。

保健福祉センター内の相談支援事業所

- 社会福祉法人芦屋社会福祉協議会
- 社会福祉法人三田谷治療教育院
- 社会福祉法人芦屋メンタルサポートセンター



●こども家庭・保健センターと調整のうえ、すくすく学級の見学へお越しください。

すくすく学級 芦屋市楠町16番1号



●こども政策課から保護者へ「通所受給者証」をお送りします。

★「通所受給者証」の発送は、相談支援事業所の相談支援専門員が作成した通所支援利用計画案がこども政策課に届いてから約2週間後となります。

●「通所受給者証」が届きましたら、すくすく学級へ連絡し、入級日を決定してください。

すくすく学級 0797-32-9660



すくすく学級の利用が始まります。

芦屋市こども政策課こども支援係

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

電話：0797-38-2045 FAX：0797-38-2190